

## 会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議定款第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会費)

第2条 会員は、年会費を毎年度、納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記のとおりとする。

種別	区分	会費の額
正会員	団体	20,000円
賛助会員	企業、市町及びその他の団体	1口以上(1口20,000円)
	個人	1口以上(1口2,000円)

### (納入期限)

第3条 会費は、毎年度1回、会長が指定する日までに納入するものとする。

2 年度の途中で加入した正会員は、加入承認の通知を受けた日から1箇月以内に納入しなければならない。ただし、会長が別に指定した場合はその日とする。

3 年度の途中で加入した賛助会員は、加入の日から1箇月以内に納入しなければならない。ただし、会長が別に指定した場合はその日とする。

### (委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。